

子どもたちの健やかな成長のために

未成年のお子さんがいらっしゃるご夫婦が離婚するときに
話し合っておくべきことがあります



両親の離婚は子どもたちにとって、とても大きなできごとです。

子どもたちがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、民法では、父母が「養育費の分担」、「面会交流」について取り決めること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないこととされています。

このことを踏まえ、離婚の際に父母として次のようなことを話し合っておきましょう。

親権

親権とは、未成年の子どもを養育し、子どもの財産を管理して、子どもを成人させる親の責務のことです。未成年の子どもがいる場合、離婚届を提出するときに子どもの親権者を決める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子どもの福祉に適うのか、父母が子どもの福祉の視点に立ってしっかりとした話し合いをする必要があります。

養育費

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な費用（衣食住に必要な経費や教育費、医療費など）です。親はたとえ生活に余力が無くても、子どもに自分と同じ水準の生活を保障する義務があるとされています。

養育費は子どものものであり、父母の離婚時にきちんと取り決めておくことが大切です。養育費の金額、支払時期、支払期間、臨時的な費用の負担（入学金、医療費など）、支払方法などを具体的に決め、複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくといでしょう。

養育費の取り決めは、書面に残しておくようにしましょう。できれば公正証書にするのがよいでしょう。

面会交流

面会交流とは、離れて暮らす親と子どもが会って話をしたり、遊んだり、手紙を書くなどで、定期的・継続的に交流を持つことをいいます。たとえ両親が離婚しても、子どもは交流を通して父母のどちらからも愛されていると実感できることで、安心感と自信を育むことができます。

面会交流は、子どもにとってどのような交流が望ましいかという視点から、時期や方法、回数、受け渡し方法、父母の連絡方法、会うときの約束事などを具体的に決め、書面に残しておくようにしましょう。

問合せ先

小金井市役所内の相談窓口

名称（相談員）	相談の内容	相談日時	相談場所
ひとり親・女性相談 （母子・父子自立支援員、婦人相談員）	女性やひとり親が抱えるさまざまな悩みごとについて	月～金曜日 市役所執務時間内	子育て支援課 （市役所第二庁舎3階） 電話 042-387-9836
法律相談 （弁護士）	専門知識を必要とする法律問題について	毎週火・木曜日 9:00～12:00	市民相談室 （市役所第二庁舎1階） 広報秘書課広聴係へ電話で予約 電話 042-387-9818
女性総合相談 （女性カウンセラー）	女性が生活の中で直面しているいろいろな悩みについて ※保育あり	毎週金曜日と原則第2木曜日 13:30～16:30 ※実施しない日もあります	企画政策課男女共同参画室へ電話で予約 電話 042-387-9853

法的な問題全般について

日本司法支援センター（法テラス）

ナビダイヤル 0570-078374 おなやみなし（IP 電話からは 03-6745-5600）

<http://houterasus.or.jp/>

養育費・面会交流について

東京都ひとり親家庭支援センター（はあと）養育費相談・面会交流支援

電話 03-5261-1278

<http://www.haat.or.jp/>

養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）内）

フリーダイヤル 0120-965-419（携帯電話からは 03-3980-4108）

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

裁判所への申立てを行うための手続き、必要書類、費用等について

家庭裁判所

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/index.html

小金井市子ども家庭部子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3 電話 042-387-9836 ファクス 042-386-2609

